

26年5月向け短答「企業法」逐条解説講座
逐条解説 I
訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

26年5月短答「企業法」逐条解説講座（EB26379）の下記教材にて訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不注意により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。

EL26877 企業法 逐条解説 I

P106

解 説

2 128条の趣旨 を下記に変更

2 株券発行前の株式譲渡の譲渡当事者間における効力

128条1項は株券発行後の譲渡に限って適用される規定と解すべきであり、株券発行前にされた譲渡については、株券の交付がなくとも、当事者間ではその効力が否定されることはない（最判令 6.4.19）。127条は株式が譲渡可能であることを定め、意思表示のみで譲渡が可能であるという原則を規定している。そして、128条1項は株券発行会社の株式の譲渡について特則を設け、株券の交付がなければ譲渡の効力を生じないと規定している。さらに、2項では株券発行前の譲渡について、会社に対する関係に限ってその効力を否定しているが、ここで1項を株券発行前の譲渡にも適用し、当事者間でも効力が否定されると解すると、2項の存在意義が失われる。また、株券発行前の譲渡について当事者間の効力まで否定する合理的理由はないからである。